

身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）

総括表

氏名	年 月 日生()歳	男・女
住所		
1 障害名（部位を明記）		
2 原因となった 疾病・外傷名		交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・ 自然災害・疾病・先天性・その他()
3 疾病・外傷発生年月日		年 月 日・場所
4 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
		障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日
5 総合所見		
6 将来再認定（障害程度の変化の見込み） 要（時期 年 月） ・ 不要		
7 その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付記する。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入すること。） 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に 該当する。 (級相当) 該当しない。		

備考

- 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢まひ、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
- 2 障害区分や等級決定のため、いわき市社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

障害別の状況及び所見表
視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力			
右眼		×	D	() cyl	D Ax °
左眼		×	D	() cyl	D Ax °

2 視野

ゴールドマン型視野計の場合

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)
② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)										

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心視野角度 (I / 2) $(\text{①と②のうち大きい方} \times 3 + \text{①と②のうち小さい方}) / 4 = \text{ } \text{度}$

自動視野計の場合

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右 ③ 点 (≧26dB)

左 ④ 点 (≧26dB)

両眼中心視野視認点数 $(\text{③と④のうち多い方} \times 3 + \text{③と④のうち少ない方}) / 4 = \text{ } \text{点}$

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視野障害がある場合は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計の結果の写しを貼付すること。

(注)ゴールドマン型視野計を用いた視野図を貼付する場合は、どのイソプタがI/4の視標によるものか、I/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

◎確認表（障害程度の等級について、該当するものの確認欄に○を付けること。）

① 視力障害

確認欄	級別	視力値
	1級相当	視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの
	2級相当	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの
		2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	3級相当	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの （2級の2に該当するものを除く。）
		2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	4級相当	視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの （3級の2に該当するものを除く。）
	5級相当	視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
	6級相当	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

② 視野障害

（ゴールドマン型視野計の場合）

確認欄	級別	I / 4 視標	I / 2 視標
	2級相当	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下	両眼中心視野角度が28度以下
	3級相当		両眼中心視野角度が56度以下
	4級相当		
	5級相当	両眼による視野が2分の1以上欠損	
			両眼中心視野角度が56度以下

（自動視野計の場合）

確認欄	級別	両眼開放エスターマンテスト 視認点数	10-2プログラム 両眼中心視野視認点数
	2級相当	70点 以下	20点 以下
	3級相当		40点 以下
	4級相当		
	5級相当	70点 を超え 100点 以下	
			40点 以下